

電子契約サービス利用規約（FINCHUB 用）

本規約は、北海道信用農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」という。）をお客さまが利用する際に、お客さまと連合会との間の利用に関する事項を定めるものです。

お客さまは、常に最新の本規約を遵守のうえ電子契約サービスを利用するものとします。

法人のお客さまは、連合会へ届け出た「法人電子取引届（兼変更届）」、「法人電子取引にかかる代理人届（兼変更届）」における法人電子取引にかかる誓約事項についても遵守のうえ電子契約サービスを利用するものとします。

第1条（本サービスの内容）

1 本サービスは、連合会が本サービスの利用を認めたお客さまが、インターネットに接続されているパーソナルコンピュータ、スマートフォン等の端末（以下、「端末」という。）により、連合会所定のウェブページを介して、連合会所定の融資取引融資取引（融資取引に関わる保証機関、保証会社の債務保証委託取引を含む。以下同じ。）にかかる電子署名による連合会との契約締結および契約内容の確認・閲覧（以下、「契約締結等」という。）を行うことができるサービスです。なお、本サービスは、日鉄ソリューションズ株式会社の電子契約サービス F I N C H U B @absonne（フィンチューブアットアブソンヌ）を利用しています。

第2条（本サービスの利用環境）

- 1 お客さまが使用する端末によっては、本サービスを利用できない場合があります。お客さまは、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる端末等の取得・維持・管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとし、連合会はこれらについて一切の責任を負いません。
- 2 本サービスの利用時間は、連合会所定の利用可能時間とします。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部又は一部を利用することができない場合があります。
- 3 本サービスの利用は、日本国内でのみ利用するものとします。

第3条（利用申込）

- 1 本サービスは、連合会が本サービスの利用を認めたお客さまを対象者としてします。なお、連合会は、本サービスの利用の申込を承諾しない場合がありますが、その理由は一切開示しません。また、連合会は本サービスの利用の申込を承諾した場合であっても、融資取引の個別の申込を承諾する義務を負いません。
- 2 お客さまは、本サービスを利用する場合は、本規約の内容を承諾し、連合会所定の方法により申し込むものとします。申込にあたっては、連合会所定の書面（以下「申込書」という。）にて連合会の提示する必要事項や書類を充足するものとします。連合会と契約締結等を行う権限を有するお客さまは、個人の場合はご本人、法人の場合は当該法人の代表者又は代表者から委任を受けた当該法人の役員若しくは従業員に限りします。
- 3 お客さまが法人であるために契約者と署名者が異なる場合、契約者は署名者に対し、本規約における署名者の義務を遵守させるものとします。また、署名者による義務違反の責任は契約者が負うものとします。なお、契約者が法人の場合で、かつ署名者が法人の代表権を持たない場合、署名者が連合会との契約締結を行う権限を有することを証する書類を別途連合会宛てに提出こととします。
- 4 連合会は、本サービスの利用申込を承諾する場合、ユーザID及びパスワードを連合会所定の方法によりお客さまに通知し、申込書により届出を受けたメールアドレスに対して本サービスのウェブページのURLが記載された電子メールを送信します。
- 5 お客さまは、本サービスのウェブページにアクセスし、ユーザIDとパスワードの入力を行うことにより本サービスの利用を開始できます。また、契約書等への電子署名にあたり、連合会は、申込書により届出を受けたショートメッセージサービスを利用可能な携帯電話番号宛てに、認証コードまたはPINコードを送信します。本項によるショートメッセージを受信できず、本サービスを利用することができず、連合会はこれについて一切の責任を負いません。
- 6 お客さまは、IDとパスワードをお客さま以外の者が知りえないよう厳重に管理するものとし、不正使用等について、連合会は一切の責任を負わないものとします。
- 7 お客さまは、申込書による申込を行った場合に、内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて書面の提出を要するものとします。この場合、連合会は、既に提出された記載に不備のある申込書を返送・廃棄等して処分することができるものとします。

第4条（ID・パスワード等の管理）

- 1 お客さまは、連合会よりユーザIDおよびパスワード等を受理した場合、以下の通り取り扱うものとします。
（1）ユーザIDとパスワード等について、自己の責任の下、第三者に一切開示せず、厳重に管理するものとします。

- (2) ユーザID又はパスワードが盗用され又は盗用のおそれがあることを知った場合には、直ちにパスワードの変更手続きをとるものとします。
- 2 連合会において、不正または不適切な使用の恐れがあると認める場合は、連合会はお客さまに事前に通知することなく、本サービスの利用を停止することがあります。利用を停止された者が利用を再開するためには、連合会所定の手続きをとるものとします。

第5条（電子署名方式等）

- 1 本サービスの電子署名は、連合会が指定する電子署名方式に従って行うものとします。
- 2 電子署名方式により署名時に認証コードを利用する方法と電子証明書のPINコードを利用する方法があります。
- 3 本サービスの電子証明書は、連合会が指定する電子認証局である日鉄ソリューションズ株式会社が発行するものとなります。お客さまは当該電子証明書が署名に適合していることを確認のうえ電子署名を行うものとします。
- 4 日鉄ソリューションズ株式会社との間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲内で、お客さまの個人情報が相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
- 5 お客さまは、日鉄ソリューションズ株式会社電子証明書発行サービス証明書ポリシー／認証局運用規程に同意のうえで自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。<https://www.marketing.nssol.nipponsteel.com/docs/cpcps.pdf>

第6条（署名手続き）

- 1 お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本サービスのウェブページにおいて、ユーザID、パスワード、認証コード又はPINコードを正確に入力するものとします。お客さまの入力したユーザID、パスワード、認証コード又はPINコードと、本サービスに登録されているユーザID、パスワード、認証コード、PINコードとの一致を連合会が確認した場合には、当該端末による本サービスの利用はお客さまの意思によるものとみなします。
- 2 お客さまの意思による本サービスの利用は、契約者の意思によるものとみなします。

第7条（電子契約の手続き）

- 1 本サービスを利用して締結する契約に関する情報は、連合会が事前にお客さまと協議した内容に従って、連合会が本サービス上に登録します。
- 2 お客さまは、前項により本サービス上に登録された内容に誤りがないことを確認した上で、本サービスに登録された携帯電話番号宛てに送信された認証コード又はPINコードを入力して、電子署名を付すことにより、契約締結の意思表示とし、電子署名が行われたものとみなします。なお、契約は、連合会が契約締結に必要な事務処理を全て行い、契約書記載日付で資金交付手続きを含め、全て完了した時点で成立するものとします。
- 3 本サービスを利用して締結された各契約は、本サービス上ではお客さまのみが閲覧することができます。お客さま以外の者が閲覧する場合は、お客さまが本サービス上から契約書等をダウンロードし、適宜の方法でお客さま以外の者に提供する必要があります。また、お客さまが法人であって、署名者が代表者以外の者となる場合においては、その署名者は、契約書等に電子署名を付す前に、適宜の方法により契約者の代表者に対して契約書等を閲覧させ、契約者の代表者がその内容を理解した上で署名者に対して電子署名を行うよう指図する義務を負うものとします。
- 4 お客さまと連合会との間で取引内容について疑義が生じた場合には、連合会が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
- 5 契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、連合会所定の手続きに従うものとします。

第8条（書面の利用等）

- 1 お客さまは、本サービスが利用できない場合並びにそのおそれのある場合、又は、やむを得ない事業がある場合には、連合会と書面を取り交わすことにより契約締結等各種手続きができることを確認します。

第9条（セキュリティ対策）

- 1 お客さまは、利用する端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施した上で、本サービスを利用するものとします。

第10条（届出事項の変更等）

- 1 届出事項を変更する場合、お客さまは直ちに連合会所定の方法により届け出るものとします。

- 2 お客さまは、以下の事由が生じた場合、直ちに連合会に届け出るものとします。
 - (1) 相続の開始があったとき
 - (2) 支払停止、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
 - (3) 後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき。
 - (4) お客さまが署名権限者としての権限を喪失したとき
 - (5) お客さまが法人の場合、署名者が当該法人の役員又は従業員ではなくなったとき
- 3 お客さまは、署名者を変更する場合、連合会の手続きによりその旨を届け出るものとします。お客さまからの届出前に変更前の署名者が行った行為の効果は、お客さまに帰属するものとします。
- 4 届出事項の変更は、連合会所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

第11条（届出連絡先への通知）

- 1 連合会はお客さまに対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、お客さまが連合会に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
- 2 連合会が前項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第12条（禁止事項）

- 1 お客さまは、本サービスの利用にあたり、本規約に定める事項を遵守する他、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (2) 連合会、他のお客さま、または第三者の財産・プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - (3) 本サービスに関する連合会またはその権利者の知的財産権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - (4) 連合会、他のお客さま、または第三者に不利益または損害を与える行為、または不利益を与える可能性のある行為
 - (5) 本サービスを利用する際、虚偽の内容を送信・登録する行為
 - (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書込む行為
 - (7) 本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
 - (8) の他、連合会が不適切と判断する行為
 - (9) 本サービスより入手した情報を転用または改ざんする行為
 - (10) 他のお客さまのパスワード等を不正に使用する行為
 - (11) 連合会、他のお客さま、または第三者を誹謗中傷したり名誉を傷つける行為
- 2 前項各号に該当する行為またはお客さまの責めに帰すべき事由により、連合会に直接的または間接的に損害を与えた場合には、お客さまは連合会が被った損害を賠償する責任を負うものとします。また、お客さまがかかる行為または事由により、第三者に直接的または間接的に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、お客さまは自己の責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、連合会は関与いたしません。
- 3 連合会は、お客さまが本条1項各号に該当する場合には事前に通知なく、本サービスの全部または一部の利用を制限し、または利用停止することができるものとします。

第13条（免責事項等）

- 1 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、連合会は一切の責任を負いません。
 - (1) 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
 - (2) 通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネット等に障害が生じたときの不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき

- (4) 技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると連合会が判断した場合
- (5) その他、連合会の責めに帰すべからざる事由
- 2 連合会が、パスワード等の一致を確認し取扱いをした場合は、パスワード等につき不正使用・盗用および通信電文改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、連合会は一切の責任を負いません。
- 3 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合、連合会はお客さまの承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、連合会は一切の責任を負いません。
- 4 本サービスを利用したことによる損害は、連合会に重大な過失がある場合を除きお客さまが一切の責任を負うものとします。なお、連合会に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、お客さまに通常生じる直接の損害に限るものとします。

第14条（サービスの停止、解約）

- 1 お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、連合会はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができます。ものとします。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他今後施行される破産処理に関する法令に基づく破産開始手続開始の申し立てがあった場合
 - (2) お客さまの財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 前3号のほか、お客さまの信用情報に重大な変化が生じたと連合会が判断した場合
 - (5) 解散その他営業活動を休止した場合
 - (6) 本規約に定める届出（変更の届出を含みます）の記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - (7) お客さまが不正な取引を行ったと連合会が判断した場合
 - (8) お客さまが法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると連合会が判断した場合
 - (9) 本規約、取引約定書その他お客さまが連合会との間で締結している約定・契約に違反した場合等、連合会が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - (10) 前号に定めるほか、連合会が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき
- 2 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、お客さまは本サービスにより締結した契約および当該契約に基づく債権債務が残存している間は、本サービスを解約することができません。なお、連合会に対する解約の通知は連合会所定の書面によるものとします。連合会は解約に際し、契約情報を交付しないものとし、お客さまは、自身で必要な契約情報を保管するものとします。
- 3 前項の解約の効力は、連合会所定の方法により連合会が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後、解約手続完了までに生じた損害については、連合会は一切の責任を負いません。
- 4 お客さまに第1項各号の事由が一つでも生じたときには、連合会はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、お客さまへの通知の到達のいかんにかかわらず、連合会が解約の通知をお客さまが予め届け出た住所へ発信したときに、本サービスの利用契約は解約されたものとします。
- 5 本条の規約に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、連合会は一切の責任を負いません。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客さまは、お客さまもしくは署名権限者が次の2の各号いずれかに該当し、もしくは3の各号のいずれかに該当する行為をし、または2にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または本サービスの利用契約を解約されても異議を申しません。なお、これによりお客さまに損害が生じた場合でも、連合会は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また連合会に損害が生じた場合は、お客さまがその損害を賠償するものとします。
- 2 お客さまは、お客さまが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 3 お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて連合会の信用を毀損し、または連合会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第16条（本サービスの停止および廃止）

- 1 連合会は、連合会が合理的に必要であると判断した場合は、本サービスの内容を変更できるものとします。
- 2 連合会は、事前にお客さまに対して通知することなく、本サービスの内容を停止できるものとします。、そのためにお客さまに生じた損害について、連合会は責任を負いません。
- 3 連合会は、お客さまに対する事前の通知をもって本サービスを廃止することができるものとします。
- 4 連合会は、本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止した場合、お客さまは当行に対し一切の異義を述べず、かつ、本サービスの変更、停止または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとします。

第17条（手数料）

- 1 本サービスを利用し電子契約を締結する場合、連合会所定の電子契約手数料がかかります。連合会は手数料の金額を店頭、ウェブページ等に掲示するものとします。
- 2 本サービスの利用、ウェブページ等の利用にかかる通信費等はお客さまのご負担になります。

第18条（規約の準用）

- 1 本規約に定めのない事項については、連合会所定の各関連規約により取り扱います。なお、本規約において定義のない用語で、各関連規約に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第19条（規約の変更）

- 1 本規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合、その変更内容および変更日を通知またはウェブページ等への掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。また、かかる変更により万一契約者およびユーザに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
- 2 前項の変更は、公表等の際に定める変更日から適用されるものとします。

第20条（権利・義務譲渡の禁止）

- 1 お客さまは、本規約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第21条（有効期間）

- 1 本規約の有効期間は申込日から1年間とし、お客さままたは連合会から特に解約の申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第22条（準拠法と管轄）

- 1 本規約および本規約に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。
- 2 本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、連合会の本所または取引支所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（秘密保持）

- 1 お客さまは、本規約に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た連合会の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第24条（個人情報等の取り扱い）

- 1 連合会は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、連合会の「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱いものとします。

第25条（口座振替）

- 1 お客さまと連合会との融資取引に関して生じる資金の授受（借入金の受領および返済、利息などの支払）や取引関連した必要な費用は、個別に締結する契約書もしくは借入返済金等の自動振替依頼書に記載の指定貯金口座を通じて行い、口座振替手続は同書類の記載要領により行うものとします。
- 2 個別に締結した契約もしくは借入返済金等の自動振替依頼書に基づき手続を行った口座振替について紛議が生じても、連合会は一切責任を負いません。

以 上